

自己評価表【共通評価】（保育所版）

別紙2-1

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念や基本方針は、パンフレットやホームページに記載されています。「保育基本理念」は、一人ひとりが自信を持って生きていく力を育てるという、保育所の目指す方向性を読み取ることができます。基本方針は「職員ハンドブック」に記載され、職員の行動規範となっており、入社時をはじめ職員会議で周知されています。入園時にパンフレットを保護者に配布し、説明をしています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 園長は全国民間保育園経営研究懇話会や経営セミナーなどに参加し、保育所の動向について把握しています。神奈川県保育所子育て支援連絡会が主催する「みんなde子育てワイワイパーク」において園が担当となったことで、地域の子ども・利用者像や保育ニーズ等を把握しています。保育のコストについては、運営法人の理事長と園長が中心になって状況を把握していますが、分析には至っていないため、今後、保育所利用者の推移や利用率等のデータを取って分析することが期待されます。	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 職員体制、人材育成、財務状況等については、理事長と園長が中心になって現状を分析し、課題を抽出しています。改善すべき事項については四半期ごとに開催される理事会や執行委員会で共有がなされています。経営状況や改善すべき課題がある場合は、職員会議で職員に周知し、解決・改善に向けて話し合い、具体的な取り組みを行っています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 中・長期計画は、運営法人のビジョンに沿って理事長と園長により立てられています。経営に関する計画については、社会福祉法人という理由で、積立金に関しては具体的な数値の記載はありますが、その他に関しては数値目標の設定はありません。今後は、数値目標を立てて実施状況の評価を行うことが期待されます。	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっています。特に保護者会については、細かな予算を組み、具体的な内容となっています。中・長期計画と同様、単年度についても数値目標が設定されていないため、今後設定し、実施状況の評価が行われることが望まれます。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業計画策定にあたり、園長は職員の意見を反映して策定しています。実施状況については、4半期ごとに理事会を開催して把握しています。事業計画の見直しは、年に一度、3月に理事長との話し合いで行っています。事業計画が決まったら、職員会議で説明し、周知しています。	

		第三者評価結果
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント>		
園の事業計画については、保護者会において1年の結果を報告をし、翌年の計画を説明しています。保護者向けの資料は分かりやすいものとなるよう工夫しています。		

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント>		
週案・月案・年間計画をたてる職員会議等でプランを出し、それに基づいて実行し、また会議でチェックを行い、修正して実行するというPDCAが行われています。保育の振り返り結果については、保護者への配布用冊子である「こぼと」の作成を行って行く中で分析・検討しています。職員の自己評価を行う体制として第三者評価の受審がありますが、年1回以上、個々の職員が自己評価をする体制を整えることが望まれます。		
		第三者評価結果
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>		
担当するクラスや勤務内容に応じた会議が8種類あり、それぞれの会議で職員が改善すべきこととして気が付いたことを課題として共有しています。明確になった課題については、該当する会議において改善策を話し合い、改善に取り組んでいます。話し合いの結果がきちんと文書化されていません。今後は評価結果（例えば職員の個々の自己評価・第三者評価・保護者へのアンケート等の結果）を分析して課題を抽出し、文書化していくことが望まれます。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1)	管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>		
園長は自らの経営・管理に関する方針を職員会議等で明確にしています。年度始めの園だよりでは、園長の役割と責任について表明しています。園全体の体制について「職員体制」と「業務担当表」を作成し、それぞれの役割を明確にしています。有事の際の権限委任などについては「不審者への対応マニュアル」や「地震・災害マニュアル」において明確化しています。		
		第三者評価結果
【11】	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>		
園長は、全国民間保育園経営研究懇話会や全国私立保育園連盟政令指定都市会議等、様々な会議に出席し、法令遵守等に関する研修で理解を深めるとともに、利害関係者との適正な関係を維持しています。園長が研修で得た情報についてはリーダー会議で職員に周知し、具体的な取り組みにつながるよう話し合っています。法令遵守の観点から、職員としてすべき行動・してはいけない行動について、「職員ハンドブック」に具体的に記載しています。		
(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
園長は保育の質に関する現状を把握するため、乳児部・幼児部会議に参加し、課題を抽出しています。研修の一環として、「全国保育園団体合同研究集会」に毎年職員が20名近く参加しています。この研究集会では園から1名、保育に関する事例発表をする企画があり、園長が職員1名を指名しています。指名された職員は文章にまとめ、発表をしています。発表の準備は、職員が保育を振り返り、保育の質を高めるのに良い機会となっています。		

		第三者評価結果
【13】	I-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
園長は理事長とともに、経営の改善に向けて話し合い、結果を職員に周知しています。職員は、年度末に運営法人に対して勤務地や環境整備などの希望を「要望書」に記入して提出しています。運営法人と園長は、職員の希望を把握して、職員が働きやすくなるよう、環境整備に努めています。園長は職員一人ひとりに係を決め、その係としての任務を責任を持って遂行することで園全体の業務の実効性を高めています。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>		
運営法人において、人事体制および人材の確保と育成について計画を立てています。現在は特に世代交代を想定した研修に力を入れています。園では計画に基づき、ホームページ（運営法人）で職員募集の案内を掲示したり、人材紹介会社から情報を得て人材の確保をしています。最近では、職員の紹介により採用に至ることも多くあります。新卒だけでなく、幅広い年代の人材を職員として採用し、多様な人材が活用されています。男性保育士の割合も高いです。		
		第三者評価結果
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント>		
運営法人の理念・基本方針にもとづき、役職ごとに期待する職員像を明確にし、文書化しています。職員への周知は職員会議等で行っています。毎年、職員一人ひとりが運営法人に対して要望書を提出し、配置や異動に関する要望を伝えています。運営法人および園はこれに基づいて処遇改善を行っています。昇進・昇格については園長が判断し、対象となる職員に伝えていきます。職員が自ら将来の姿を描くことができる仕組みを作り、職員に示していくことが望まれます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント>		
職員の就業状況等に関しては園長が責任をもって把握し、体制を整えています。毎月、保健休（健康休）を設け、性別に関係なく職員が休暇を取得し、健康維持に努めることができるようにしています。職員の悩みを相談する窓口として弁護士を配置し、いつでも相談できるよう工夫しています。緊急事態宣言の期間中は、在宅ワークを取り入れ、在宅の職員は書類整理や教材作成などを行いました。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント>		
入所1年目は「職員自己評価」に基づき、細かく自己評価がなされています。2年目以降については、職員が「要望書」を提出した後に園長との面談において、個々に目指す目標や職員像について確認しています。現在「自己評価表」を整備し、これをもとに職員一人ひとりの目標を明確にしていく予定となっています。この「自己評価表」を用いて、目標を設定し、振り返りを行い、園長が面接で状況の確認を行うなど、目標の達成を確認する体制がつけられることが望まれます。		
		第三者評価結果
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント>		
運営法人が職種や経験年数に応じた研修を計画しています。今年はコロナの影響で集まって研修することが難しかったため、多くの研修がweb形式により実施されました。計画の見直しについては年度末に行い、次年度のカリキュラムを策定しています。職員別の研修計画が文書化されていないので、職員別に1年間に受講する研修の計画表等を作成することが望まれます。		

		第三者評価結果
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント>		
<p>職員の知識、専門資格の取得状況については園長が把握しています。園長は、必要と認めた職員に対し実地研修の機会を設け、個別的なOJTを適切に行っています。外部研修としては、全国保育団体合同研究集会、全国私立保育園連盟や横浜市主催の研修があり、これらのお知らせが園に届くと、園長が職員に対し情報提供を行い、参加を促しています。保育のカリキュラムについて話し合いがなされる園内研修は、年齢ごとの発達段階について学習できる機会となっています。</p>		
(4)	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント>		
<p>実習生等の受け入れについてのマニュアルが整備されています。実習生の状況に応じて、実習期間は1日～10日ほどのプログラムで実施されています。現在、実習はクラスの週案に基づいて行われていますが、今後は実習生向けにプログラムを作成していく予定となっています。実習生を受け入れるクラス担任に対し、研修を実施することが今後の課題です。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1)	運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>		
<p>運営法人のホームページでは、運営法人・保育所の理念や基本方針や保育の内容等を、また、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）では運営法人全体の事業報告を公開しています。苦情・相談の体制として第三者委員会を設置し、毎月ホームページ（園）で結果を報告しています。園児だけでなく、地域住民も対象としている活動（夕涼み会、プール開放、誕生会）について、開催日時や場所を記載したチラシを作成し、地域に配布して参加を呼びかけています。</p>		
		第三者評価結果
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		
<p>園における経理は、園長が責任者となって事務・取引を行っています。税理士により、毎月会計状況のチェックを行い、改善すべきところがあれば園長に伝えていきます。また、年1回、運営法人の監査により内部状況について細かく確認されています。監査結果については職員会議で周知しています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1)	地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>運営法人の保育実践における基本的な考え方にに基づき、地域との関わりを大切にしています。誕生会への参加案内、プール開放、夕涼み会などの案内を配布し、地域住民との交流を図っています。特に夕涼み会は園の伝統的なイベントで、分園に隣接する公園で毎年開催され、職員バザー、保護者、学童による模擬店などが行われ、園児、保護者だけではなく、公園を訪れる地域住民との大切な交流の場となっています。子育て情報、女性のための労働相談、小学校の情報、地域の情報を玄関や廊下に掲示し、保護者に提供しています。</p>		
		第三者評価結果
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>		
<p>ボランティア受け入れマニュアルがあり、横浜市社会福祉協議会にボランティア受け入れ登録をしています。希望があれば随時ボランティアの受け入れをし、研修や支援も積極的に行っています。中学校の職業体験や高校生のインターンシップの受け入れもしています。アメリカ人の大学生のボランティアを受け入れた際は英語の勉強になると、園児や保護者から好評でした。他にも帰国子女の園児の母と祖母がハロウィンを紹介したこともありました。</p>		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>		
<p>小学校、医療機関、横浜市中央児童相談所、神奈川区子ども家庭支援課、警察署など、地域の連携機関のリストが作成され、職員は事務室で確認することができます。幼保小連携事業の会議、地域子育て支援会議などに担当職員、副園長が参加し、情報交換、交流をしています。神奈川区保育所子育て支援連絡会が主催する「みんなde子育てワイワイパーク」には毎年参加し、いろいろな施設・機関と手をつなぎ区内の様々な場で親子の遊び場の輪を広げています。課題がある家庭の事例には、横浜市中央児童相談所、神奈川区子ども家庭支援課などと連携を取り対応しています。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>		
<p>園長は学童保育や小規模保育所の運営委員となり、参加し情報交換しています。また、横浜市や神奈川区の社会福祉協議会の会議や研修にも参加をしています。本園、分園、本部がある三か所の町内会に園が加入し、町内会担当が会議に参加し、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題の情報収集に努めています。職員は町内会主催の公園清掃を地域住民とともにいたり、公園の花壇を預かり、植物を植え手入れをしています。</p>		
		第三者評価結果
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>		
<p>保護者と地域に向け、育児講座、交流保育、施設開放、一時預かり保育などを実施し、園の専門性を地域に還元しています。園で毎年開催している夕涼み会では、地域全体に案内を配り、町内会にチケットを渡して招待するなど、地域との交流に努めています。春まつりも例年は地域住民の参加がありましたが、今年は新型コロナウイルスの影響により、園の保護者のみの参加とし、イベントも縮小する予定です。津波の時には本園隣のマンションの管理会社の了解を受け、マンションの屋上方向に避難する約束を交わしています。地域の防災協力体制づくりに取り組みはじめてたところです。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>職員ハンドブック、園倫理綱領に子どもの人権尊重について明示されており、全職員に配布して読み合わせをし、内容について共有しています。副園長が現場をよく見て回り、言葉づかいなど気になることがあればその場で注意をしたり、気になる事例があれば職員会議で取り上げています。外国籍の子ども達もおり、異文化体験としてお楽しみ会や誕生会などで外国の音楽に親しむイベントなどを開催し、保護者も参加できるようにするなど文化の違いや宗教上の違いについても理解をしあえるように工夫をしています。</p>		
		第三者評価結果
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント>		
<p>職員ハンドブックに子どものプライバシー保護について記載があり、職員で読み合わせをし周知しています。ホームページへの子どもの写真の掲載や、園での子どもたちの様子を収めたUSB貸出の際には同意書を取っています。園が住宅に囲まれているため、プールなど屋上での活動や屋内の様子が目につかないよう目隠しをするなど工夫をしています。おむつ替えの時などは、若手の男性保育士に対しては女性保育士が気を配ったり、排せつの失敗の際は保育士が身体で隠すなどしていますが、観察時に着替えなどで徹底していない所も見受けられました。部屋の一角に仕切りを作るなどプライバシーの確保のためのさらなる配慮を期待します。</p>		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者評価結果
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>		
<p>ホームページ、パンフレットに理念や基本方針、園の概要、保育の内容、主な行事などが写真や図、絵を用い、誰もがわかりやすいように工夫して案内されています。入園募集時期には区役所で、園の概要や保育の特徴、様子を紹介したポスターを展示し、パンフレットを置いています。見学は随時受け入れをしており、園長が対応し、本園、分園ともに案内しています。パンフレットの他に、「保育園にきてみたい、あんなこと、こんなこと」というリーフレットを配布し、園の内容が伝わるよう丁寧な説明を実施しています。</p>		

		第三者評価結果
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>		
<p>入園時の個別オリエンテーションでは「ほいくえんのしおり」を基に、法人の基本理念、保育理念、年間クラス目標、園からのお願い、非常事態発生時の対応についてなどを保護者に説明しています。また各クラスを見て回り、持ち物を確認してもらっています。新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令された際は、保護者に緊急事態宣言発令中の保育意向カードの提出を求め、登園の意向を確認しています。</p>		
		第三者評価結果
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>		
<p>転園に際しては特に引き継ぎについて文書化はしていませんが、保護者から依頼があれば引き継ぎの書類を作って渡しています。また他園に転園後も、転園先の保育所と連携し、状況を伝えあっています。小学校からの相談や問い合わせにも応じています。卒園時には「いつでも遊びに来ていいよ」と口頭で伝えており、卒園生の保護者の相談にも乗っています。卒園生に対しては、夕涼み会、運動会、餅つき大会、春まつりなどに招待や参加可能とし、卒園後も交流を続けています。</p>		
(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>保育士は日々の子どもの関わりの中で、言葉や表情、行動から子どもの意向や満足度を把握しています。保護者に対しては行事ごとのアンケート、文集「こぼと」に対するアンケートなどを実施する他、クラス懇談会、家庭訪問、連絡帳のやり取りで意見や要望を聞き取っています。例年家庭訪問を実施していますが、今年度は新型コロナウイルスの影響で必要性を感じた場合のみ個別面談を行いました。アンケート担当者は副園長で、職員会議でアンケート結果を報告し改善点の話し合いが行われています。</p>		
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント>		
<p>苦情受付責任者は主任と副園長、苦情解決責任者は園長で、他に苦情受付担当（保護者会担当）を4名、第三者委員を2名設置しています。苦情解決の仕組みが本園、分園の玄関に掲示されています。年度始めの園だよりにも苦情解決担当者が記載されています。玄関にはご意見箱も設置されています。苦情についてはリーダー会議、職員会議で話し合わせ、個別の苦情については、直接保護者に話をしたり、手紙や連絡帳などでフィードバックしています。第三者委員への苦情の場合はホームページ、クラス掲示、お便りで公表しています。</p>		
		第三者評価結果
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント>		
<p>本園、分園の玄関には苦情解決の仕組みが掲示されており、保護者会担当として本園2名、分園2名が受付担当となっています。年度始めの園だよりでは苦情解決第三者委員の連絡先も記載されています。外部の相談窓口として横浜市福祉調整委員会の窓口を紹介しています。連絡帳でのやり取りや、お手紙、園長に直接メールで相談することもできます。また各クラス担任がいつでも保護者の相談に乗れるようになっています。保護者会ポストは特別に設置していませんが、ご意見箱を活用してもらっています。相談の際は、相談しやすいように事務所や保育室の隅、本園4階のプレイルームなどで話を聞いています。</p>		
		第三者評価結果
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント>		
<p>苦情対応マニュアル、相談マニュアルを整備し、年一回確認、見直しを行っています。ご意見箱の設置、行事ごとのアンケート、懇談会でも苦情や意見について積極的に把握するような取組をしています。日頃から連絡帳や保護者との会話でコミュニケーションを取り、相談しやすく意見を述べやすい関係を作るように努めています。クラス担任で不十分な場合は、副園長が対応にあたっています。保護者からの意見や苦情は速やかに職員内で把握し、職員会議で報告し改善した結果を保護者に伝えています。</p>		

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>		
<p>リスクマネジメントの責任者は、園長、副園長、主任で、事故が起きた場合はその都度3人で会議を行っています。事故対応マニュアル、防止マニュアルが整備され、年度始めに、乳児部会議では安全に保育するための留意点について、幼児部会議では室内、室外の注意点について読み合わせをしています。公園を活用した外遊びが多く常に安全を心がけていますが、事故が発生した場合は、事故の原因、防止策を探り、深く掘り下げて検討し、その後事故が起きないように対策を考えています。ヒヤリハット記録に記載し、その都度報告、検討し、職員会議で共有しています。本園、分園の立地も含めて、安全確保についてさらなる検討をされることを期待します。</p>		
		第三者評価結果
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>感染予防、蔓延防止マニュアルが整備され、看護師が中心となって感染症の予防対策等の研修を定期的に行っています。保護者に配布される「ほいくえんのしおり」には、乳幼児がかかりやすい感染症の一覧表、感染症に対する登園のめやすが記載された登園届、医師用の登園許可書が添付されています。依頼に応じて区の看護師が来て、手洗いチェッカーを用いての手洗い練習や紙芝居などで子どもたちに手洗い指導をしています。新型コロナウイルス対策としては、玄関にアルコールを置き、保護者へのマスク着用を促す掲示が玄関、各クラスにあり、訪問者に対しては検温の実施などがされています。ただし本園、分園で統一、徹底されていない部分もありますので今後さらなる取り組みが期待されます。</p>		
		第三者評価結果
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
<コメント>		
<p>防災マニュアルがあり、地震、災害時の対応体制が明記されています。園は海が近く津波の危険性があるため、本園隣のマンションの屋上方向に避難できるようにマンションの管理会社と約束を交わしています。避難訓練は毎月実施され、会議で訓練時の反省点を報告しています。備蓄は三日分の食料、水を準備し、災害時に給食準備ができない場合やアレルギー対応も含めたマニュアルを作成中です。保護者には一斉メールでの連絡体制があり、メール配信はすでに確認済みです。備蓄の置き場所や避難経路を整理整頓し、安全な避難方法のさらなる検討を期待します。</p>		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>		
<p>職員ハンドブックに児童憲章と子供の権利条約、子どもの人権を守るための6か条、子どもを虐待から守るための5か条、守秘義務（プライバシー）の遵守などの基本的な法令、職員としてめざす姿勢が書かれています。また人権擁護のための「よりよい保育のためのチェックリスト」もあります。職員ハンドブック、「よりよい保育のためのチェックリスト」は職員全員が持ち、実施されているかどうかを職員会議で確認し、常に自己管理をしています。本園、分園でカリキュラムの統一性を図るため職員会議で話し合いを行っています。</p>		
		第三者評価結果
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>		
<p>職員ハンドブックは運営法人が年一回見直しをしています。衛生管理会議では、新型コロナウイルス対策についてこれからマニュアルに反映していくことを検討しています。保護者からの意見や提案については職員間で話し合い、より適切な内容を取り入れるようにしています。マニュアル類の見直しや、ファイルの整理が不十分などところがあるので、誰が見ても分かるように整理していくことを期待します。</p>		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づいて年間指導計画、月間指導計画、週案を作成しています。振り返りや評価は毎月の乳幼児会議で行われ、担任一人ひとりが自らを振り返り、他の職員の意見を聞いています。指導計画は副園長や主任が責任を持って内容を確認し、評価しています。乳児や障がいのある子どもに対しては個別指導計画を作成し、食事、トイレトレーニングなど、保護者の意見を聞き確認し、意向を反映させています。</p>		
		第三者評価結果
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画については、乳児会議、幼児会議、職員会議、法人他園との会議など様々な職員から意見を聞く機会を作っています。園内研修で指導計画を共有し、見直しをしています。指導計画は副園長や主任が内容を毎月確認しています。また昼にも確認を取っています。指導計画を変更することはほとんどありませんが、緊急に変更する場合はその都度必要に応じて修正、変更しています。</p>		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>児童表、健康記録、個人面談の記録は個人ファイルに収められています。子どもの発達状況や生活状況の記録は、指導計画と日々の保育実践に基づいた経過記録を作成しています。記録要項の作成や職員への指導は、新人に対してはリーダーが指導し、常に主任と副園長が記録内容を確認し、不十分な場合や極端な内容の場合は指導しています。リーダー会議、職員会議、昼の時間帯に情報共有されていますが、口頭で伝えているので、文書化するとより伝わりやすくなると思われます。</p>		
		第三者評価結果
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>職員ハンドブックに守秘義務（プライバシー）の遵守が掲載されています。ホームページに園児や保護者の写真を掲載使用する場合や、子どもたちの園での様子を収めたUSBの貸出の際は、お便りでお知らせをし、同意書を取っています。閲覧にはID、パスワードを設置しています。個人情報を含む記録などは、鍵のかかるロッカーに収めていますが、個人情報の取扱いや、記録の管理や取扱いなどについてさらなる理解を深めるために、職員に対し教育、研修を行い、再度理解、確認されることを期待します。</p>		

別紙2-2

【内容評価】

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、運営法人の基本理念に基づき、子どもや保護者の状況、発達の様子などを踏まえて作成しています。全体的な計画には、社会的責任として「児童福祉法・児童憲章などに基づき、子どもの人権を守り、人格を尊重します」という姿勢が明記されています。法人保育の特色のほかに、前の公園や室内階段の活用、園外保育の積極的な実施など園の保育の特色も記載されています。全体的な計画には、発達過程を踏まえた年齢ごとの保育目標と保育内容、食育、小学校との連携など園の保育実践の基本的な考え方が明記されていて、6年間の発達を見通した連続性のあるものとなっています。</p> <p>全体的な計画は、運営法人の主任会議で年度ごとに確認して見直した後、園でも全体会議や職員会議で職員間で確認し、共有しています。玄関や各保育室、給食室など園内各所に全体的な計画を掲示し、職員、保護者がいつでも確認できるようにしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>全保育室に、温湿度計、エアコン、加湿器付空気清浄機を設置し、コロナ禍のため窓を開けて常時換気をしながら、適切な状態を保持しています。本園、分園の2階には床暖房の設備もあります。</p> <p>衛生管理マニュアルを用いてこまめに園内・外の清掃を行っていますが、清掃や整理整頓が十分とは言えない箇所も見られましたので、子どもの生活面だけでなく安全・衛生・防災など様々な視点から見直し、徹底していくことが期待されます。</p> <p>子どもが落ち着かない時には、個々の子どもに合わせて部屋の隅や棚の陰、押し入れの下、廊下などを提供していますが、園はさらなる整備が必要ととらえています。幼児は、幼児部会議で室内の使い方や遊び方を確認して共通理解を図り、保育室の環境構成に反映しています。保育室をマットや絨毯、牛乳パックの台などで仕切り、限られたスペースの中で、食事・睡眠、着脱などの機能別の空間を確保するように工夫しています。トイレは、こまめに清掃をし、清潔に保つようになっています。</p>		
		第三者評価結果
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>幼児・乳児のカリキュラム会議で子どもの状況について話し合い、一人ひとりの子どもに合わせた保育をしています。カリキュラム会議では、クラスだけでなく朝・夕や自由遊びでの子どもの姿についても複数の職員目線で検討し、皆が同じ対応ができるようにしています。運営法人の研修や職員ハンドブックの読み合わせなどで子どもへの言葉掛けや関わり方について確認するほか、保育の中で、子どもへの関わり方で気になる事例が出た時にはリーダー会議で話し合い、個別に指導したり、職員会議の議題に取り上げるなどしています。</p> <p>保育士は、子どもの目線に合わせて前向きな言葉で話しかけて子どもの思いを受けとめ、自分の思いを表現できるように働きかけていて、子どもたちは素直に自分の思いを言葉や態度で表現しています。子どもを注意する時にも、「こうしようか」など子どもが自分で気づけるような言葉かけをするように努めていますが、観察時には一部に強い言葉で注意する場面も見受けられましたので、さらなる取り組みが期待されます。</p>		
		第三者評価結果
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況を把握し、無理なく生活習慣を身に付けられるように支援しています。トイレトレーニングは1歳の後半頃にトイレに座ってみることから始め、個々にあわせて保護者と相談しながら始めています。着脱は自分の物を選ぶ、脱ぐと無理なく進めていき、毎日の繰り返しの中で自然に身に付くようにしています。2歳児の後半にトングで物をつまむ練習をし、個々の子どもに合わせて箸に移行しています。</p> <p>保育士は、子どもの自分でやりたいという気持ちを大切にじっくりと見守り、子どもが自分で気づくような声かけをしたり、一緒にやって手本を見せたりしています。午前や夕方に眠くなる子どもは横になる時間を作り、午睡時に寝付けない子どもは遅く寝かせるなど、個々の生活リズムにも配慮しています。</p> <p>保育室には、子どもに分かりやすい手の洗い方の表やスリッパの並べ方の写真（正しい並べ方、間違った並べ方）が掲示されていて、友だちの脱いだスリッパをさりげなく直す子どもも見られます。</p>		

		第三者評価結果
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊にする保育を展開している。	a
<コメント>		
<p>園目標に「自分で考え、行動できる子」を掲げ、子どもが主体的に活動できるように支援しています。行事などは、異年齢で行い、年下の子どもが年上の子どもの姿を見てあこがれて先の見通しを持てるよう、プログラムを工夫しています。デイリープログラムは自由遊びと一斉遊び、動と静の活動がバランス良く組み合わせられ、子どもたちは楽しみながら様々な経験を積むことができます。</p> <p>保育室や外遊び用の玩具は自由に選んで遊べるようになっていて、自由遊びの時間には、子どもたちは好きな遊びを選んで友だちと一緒にのびのびと遊んでいます。隣接する公園を園庭代わりに使っていて、天気が良ければ毎日、追いかけてこやボール遊び、三輪車や鉄棒、たこ揚げなど様々な遊びをするほか、近隣の散歩にも積極的に出かけています。プランターで野菜や花を育てたり、カメやカブトムシを飼育したり、製作や楽器、歌、リズム遊びなどの表現活動の機会も多くあります。例年は、夕涼み会やプール開放、公園愛護会との花壇作り、地域ケアプラザでの交流など、地域住民と交流する機会が多くあります。</p>		
		第三者評価結果
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>0歳児保育室には、手作りおもちゃが多く用意され、マットでコーナーを作ったり、手作りの入り込めるスペースを作るなどして、子どもが落ち着いて過ごせるよう環境構成されています。0歳児は、担当制を取り、食事などの生活面を特定の保育士が担当し、一对一の関わりの中で愛着関係を築き、子どもが安心して生活できるようにしています。保育士は、表情や仕草、言葉などで子どもの気持ちを汲み取って受けとめ、視線を合わせて優しく応えています。保育士にたくさん話しかけたり、歌を歌ってもらったりし、子どもたちは素直に自分の思いを表し、甘えています。</p> <p>離乳食などは、個々のペースに合わせて保護者と話し合い、家庭で食材を試してもらってから段階を進めていて、食材の大きさなども個々に応じて調整しています。保護者に対しては、連絡帳や送迎時の会話で子どもについて情報交換しています。いつも同じ保育士が担当することで、保護者との連携が密に取れ、安心して園生活を始められるようにしています。</p>		
		第三者評価結果
【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>保育室は、子どもが遊んだり生活したりしやすいよう、子どもの動線を考えて環境構成がされています。本園は4階、分園は2階に0・1歳児の遊び場があり、スポンジ積み木や木製遊具を用いたり、体操をしたりして身体を動かしています。</p> <p>保育士は、子どものやりたいという気持ちを大切に見守り、声をかけたり、一緒に遊んだりして子どもが主体的に遊びを見つけ、遊びを広げられるように支援しています。戸外遊びを多く取り入れ、安全に配慮しながら見守り、子どもが自由に探索活動を楽しめるようにしています。けんかなどの場面では、けががないように傍で見守り、「どうして」「いやだったね」などの声をかけて双方の気持ちを受けとめ、言葉を足して仲立ちをしています。2歳児は、幼児部の行事や朝夕の自由遊びの時間に、3～5歳児と一緒に過ごしています。2歳児の後半からは、帰りの支度などで自分の物を管理することや、食卓を拭くなどのお手伝いを始めています。</p>		
		第三者評価結果
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>3歳児は、鬼ごっこなどのルール性のある遊びやごっこ遊びなどの集団遊びを通して、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを子どもが感じられるようにしています。4・5歳児は合同クラスとなっていて、お店屋さんごっこでは、グループで話し合ってお店を考え、チケットや商品、飾り付けなどをし、小さい子どもたちをお客さんとして招待しています。春祭りでは、グループごとに段ボールの御神輿を作り、地域を担いで歩いています。グループのリーダーは5歳児がつとめ、皆の意見をまとめて作り上げます。このような活動を通して、子どもたちは皆の意見を聞き自分の意見を発表することなどを学び、4歳児は5歳児へのあこがれと期待を持ち、5歳児は年長児としての自覚が育っています。グループは定期的に入れ替え、皆がリーダー役を経験できるようにしています。3歳からは給食の準備などの当番活動、5歳児はそれに加えて、2・3歳児のお手伝い、カメの世話、クラスの手伝いなどの係活動をしています。</p>		

		第三者評価結果
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>分園はバリアフリー構造となっていて、多目的トイレやエレベーターの設備を備えています。障がいのある子どもには、子どもの状況に応じた個別指導計画を作成し、個別の記録もつけています。保護者とは定期的に面談を行い、横浜市東部地域療育センターでの様子などを聞き、保育に反映しています。保護者の同意を得て横浜市東部地域療育センターの巡回指導を受けたり、小児療育相談センターなどの関係機関と連携したり、子どもが通所する児童発達支援事業所に保育士が見学に行き意見交換するなどしています。</p> <p>障がいがある子どもには、加配の保育士を配置し、必要に応じて個別に対応するなどし、他の子どもと一緒に生活できるようにしています。クラスの子どもたちは障がいを一つの個性として自然に受け入れていて、障がいのある子どもの手助けをしたりしています。保護者に対しては、入園説明会で園の方針を説明しています。保護者から依頼があれば、クラス懇談会の折に説明する機会を設けています。</p>		
		第三者評価結果
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		
<p>月間指導計画に長時間にわたる保育について記載し、環境を整えています。朝・夕の自由遊びの時間は0・1歳児、2～5歳児が合同で過ごしていて、コーナー遊びなどを設定し、子どもが好きな遊びを選べるようにしています。2～5歳児は、夕方の明るい時間帯は、公園で遊ぶこともできます。契約により18時30分～19時までのおやつ延長の子どもは本園・分園に別れて過ごし、19時～20時までの夕食延長の子どもは本園で一緒に過ごしています。延長時間帯は、延長専用のおもちゃを用意し、子どもの構成に合わせた環境を整え、それぞれの子どもが好きな遊びを静かに落ち着いてできるようにしています。保育士間で口頭と引継ぎボードを用いて引継ぎを行い、確実に保護者に伝達できるようにしています。延長保育は専任保育士が行っていますが、毎月の延長会議で延長を利用している子ども一人ひとりについて情報共有しています。</p>		
		第三者評価結果
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント>		
<p>全体的な計画に小学校との連携について記載し、アプローチカリキュラムを作成して、就学に向けての取り組みをしています。近隣の小学校とは日常的に交流していて、例年は、5歳児が小学校の見学に出かけたり、小学生が訪れるなどの交流をしています。運営法人内の全保育園の5歳児で野毛山動物園に遠足に出かけて園対抗リレー等をし、同じ小学校に進学する子どもを集めた混合グループで動物園を回り、交流しています。また、本園・分園で日常的に交流するほか、近くの運営法人の保育園と交流してドッジボール大会をするなど、大きな集団で活動する機会を作っています。1月後半からは、「ゴロゴロタイム」として午睡を少しずつ減らしていき、2月からは午睡せずに自分の名前を書くことを目標に文字指導をしています。保護者に対しては、例年は小学校教諭による育児講座「文字学習に向けて」を行っています。また、小学校の学校便りを掲示し、情報提供しています。保育所児童保育要録を作成して小学校に送付し、必要に応じて口頭でも引継ぎをしています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント>		
<p>健康に関するマニュアルがあり、それに基づき子どもの健康管理をしています。朝の受け入れ時には子どもの様子を観察し、連絡帳だけでなく保護者と会話をして確認しています。新型コロナウイルス対策として、全園児家庭で検温してもらい登降園表に記載してもらっています。保育中のケガや体調が悪化した場合には、看護師が確認し、状況に応じて保護者に連絡して必要な対応をしています。年間保健計画を作成し、救命救急法や嘔吐処理の研修を実施しています。既往症など子どもの健康についての情報は、入園時に保護者に健康台帳に記載してもらい、毎年保護者に追記してもらっています。毎月の保健だよりや掲示で健康についての情報を提供しています。現在は、新型コロナウイルスに関する新しい情報を得る度に園内に掲示しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)対策として、マニュアルを保育室に掲示し、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに呼吸チェックし、記録しています。保護者に対しては、クラス懇談会で説明しています。</p>		

		第三者評価結果
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>		
<p>身体測定を毎月、内科健診と歯科健診を年2回を実施し、結果を健康台帳に記載しています。内科健診、歯科健診の結果は専用の用紙を用いて保護者に伝え、受診の必要があった子どもは受診結果の確認をしています。健診の日に欠席した子どもに対しては受診を依頼し、結果を聞いています。2歳児以上は、年1回歯科衛生士による歯磨き指導を受け、食後の歯磨きを行っています。また、神奈川区の看護師による手洗いチェッカーを用いての手洗い指導を受け、保育の中でも手洗いチェッカーを使って意識付けをしています。</p>		
		第三者評価結果
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>		
<p>横浜市の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に「食物アレルギー児対応マニュアル」を策定し、全体研修で読み合わせをするとともに、保育室にも掲示していつでも確認できるようにしています。エピペン（アナフィラキシー補助治療剤）を預かる子どもがいる時には園内研修も実施しています。</p> <p>食物アレルギーがある子どもに対しては医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保護者に提出してもらって保護者、担任、栄養士で面談を実施し、必要な対応をしています。除去食提供にあたっては、毎月アレルギー用献立表を保護者にチェックしてもらっています。除去食提供時には、名前を記載した専用トレイと食器を用い、給食職員間、給食職員と保育士、保育士間で献立表を見ながら確認しています。席も別にして傍に保育士がついて誤食を防いでいます。3歳児の遠足での休憩時のおやつは皆で食べられるアレルギー食材のないものにするなどの配慮もしています。保護者には、入園時の個別オリエンテーション時に説明し、確認しています。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>		
<p>指導計画（年間、月間、個別）に食育についての取り組みを記載し、子どもが食を楽しみ、食への関心を深められるようにしています。調理保育計画を作成し、食材を見て触れたり、トウモロコシの皮むきなどの下準備をしたり、芋汁やカレー作りなどのクッキングをしています。平仮名の献立表を作成し、食材クイズをするなど、子どもが食への興味を持てるようにしています。食事の時には、保育士は「おいしいね」などの声かけをし、子どもが食べやすいようにスプーンにのせたり、隅に寄せたりしています。乳児は、保育士が子どもの食べられる量を把握して調整し、3歳児は給食当番が一人ひとりの食べる量を聞いて保育士に伝えてよそってもらい、4・5歳児はグループごとに主菜・副菜を配り各自が自分で食べられる量を取り分けています。子どもが苦手な食材については、一口でも食べてみるように保育士が声掛けしていますが、食べることを強制することはありません。保護者に対しては、毎月献立表と給食だよりを配付し、例年は保育参観の時に試食してもらっています。</p>		
		第三者評価結果
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>		
<p>献立は、運営法人の給食会議で話し合っって栄養士が持ち回りで作成した物をベースに、各園の状況に合わせて作成しています。献立は旬の野菜を多く用いた季節感のあるものとなっていて、ひな祭りのちらし寿司、節分の手巻き寿司、重陽の節句の菊の花ごはんなどの行事食や芋掘り遠足、芋煮会、餅つき大会などを行っています。菊の花などいつもと違う食材を用いる時には、子どもに見せるなど、子どもが食材に興味を持てるようにしています。例年は、2～5歳児は、クリスマスにバイキング給食を取り入れています。献立はサイクルメニューとなっていて、残食記録や乳児部会、幼児部会で子どもの喫食状況について把握し、2回目の献立や調理に柔軟に反映しています。給食職員が子どもの様子を見て回ったり、子どもと一緒に食事をしたりして、子どもから直接感想を聞いています。「給食室の衛生管理マニュアル」を用いて、衛生管理を適切に行っています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携		第三者評価結果
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>		
<p>全園児、連絡帳を用いて保護者と毎日情報交換しています。0歳児は24時間の生活の流れ、1・2歳児は個別の生活の様子、幼児はねらいとクラスの活動の様子を印刷し必要に応じて個別のコメントを加えています。毎月、園だよりやクラスだより、給食だより、保健だよりのほか、行事後には特別号を発行しています。子どもの日常や行事での様子の写真を掲示し、保護者が園での生活をイメージできるようにしています。年2回のクラス懇談会を行い、今年度は0・1歳児は園内運動会のビデオ上映をしました。保育参加は、0・1歳児は期間を設け、2歳児以上はいつでも受け付けています。運動会や春祭りなどの保護者参加行事を実施し、例えば、運動会の鉄棒では、1歳児がぶら下がり、2歳児が足かけ、3歳児が足かけ尻ぬき、4歳児が前回り、5歳児が逆上がりと年齢・発達に合わせた競技を行い、保護者が子どもの成長過程を理解し、先の見通しと期待が持てるようにプログラムを工夫しています。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>		
<p>全園児、連絡帳を用いて保護者と毎日情報交換するとともに、朝夕の送迎時には保護者とコミュニケーションを取り、保護者と信頼関係を築くようにしています。原則として全園児を対象に家庭訪問を実施しています。家庭訪問計画をたて、保護者の要望を聞いて日時を調整しています。保護者と家庭でゆっくりと話し、環境、遊びや食事の様子、親子の関わりなどの家庭での子どもの様子を見ることができ、子どもの状況を把握する良い機会となっています。今年度はコロナ禍のため、個人面談を実施しました。例年は小学校の先生の話や育児講座を開催していましたが、今年度は5歳児の個人面談を実施し、就学に向けた保護者の相談にのっています。家庭訪問・個人面談の内容は記録し、継続した支援ができるようにしています。相談を受けた保育士は、内容に応じてリーダーや主任、副園長、園長に相談し、アドバイスを受けることができます。</p>		
		第三者評価結果
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>		
<p>朝夕の送迎時には保護者と子どもの様子を観察するとともに、家庭訪問では子どもの家庭での様子を把握しています。ケガや傷などいつもと違う気になる事例があった時には、職員間で話し合い、皆で見守る体制を作っています。虐待を発見した場合や疑いがある場合には、神奈川区こども家庭支援課や横浜市中心児童相談所と連携する体制ができています。コロナ禍の登園自粛期間中には、電話をしたり近くで見かけた時に声をかけたりして保護者の話を聞いて相談にのり、子育ての疲れが見えた時には保育を受け入れるなど、保護者の状況に合わせた支援をしています。職員に対しては、「職員ハンドブック」の虐待に関する部分の読み合わせや個別のケースの話し合いをしています。虐待等権利侵害をテーマにした園内研修の実施は今後の課題となっています。今後の取り組みが期待されます。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント>		
<p>指導計画や保育日誌には、反省と自己評価の欄があり、自己の保育実践を振り返られるような仕組みができています。毎月のカリキュラム会議で、一人ひとりの子どもの発達状況や意欲、心の育ちなどについて話し合い、保育の振り返りを行って自己評価をしています。自己評価の結果は、次期の計画に反映されています。また、園内研修で本園、分園双方のカリキュラムについて意見交換して保育観の統一を図って、保育環境の見直しなど保育の向上に繋げています。年度末には、クラスの特徴的な子どもの姿や行事の取り組み等の振り返りをし、文集にまとめて保護者に配付しています。職員は次年度への体制希望の中で振り返りと自己評価をしていますが、一人ひとりの自己評価の結果を基に、職員会議等で話し合っ課題を抽出し、園の自己評価にまとめることはしていません。検討中の自己評価表などを用いて、各自が項目に沿った自己評価をして話し合いをし、園の自己評価にまとめていくことが期待されます。</p>		